

- 2) 四国地方整備局における「一般土木工事」における一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記1）の再認定を受けた者にあつては、当該認定の際に経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。
 - 3) 当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、四国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
 - 4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - 5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記1）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
 - (2) 構成員の技術的要件等 特定建設工事共同企業体のすべての構成員は、令和8年8月28日において次の要件を満たすものとする。
 - 1) 平成23年度以降に元請けとして、以下に示す工事（以下、「同種工事」という。）の施工実績を有すること（海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度（以下、「海外認定・表彰制度」という。）により認定された実績を含む。）。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率に関わらず構成員として施工を行った分担工事の実績に限る。
 - ・ 下記の(ア)から(イ)のいずれかの要件を満たす施工実績を有すること。
 - (ア) 既製杭（鋼管）を用いた橋梁基礎工事
 - (イ) 既製杭（鋼管）を用いた仮橋もしくは仮橋工事
- なお、当該実績は民間・公共発注のいずれでも認めるが、大臣官房官庁営繕部、地方整備局、北海道開発局又は内閣府沖縄総合事務局の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が65点未満のものを除く。

- 2) 建設業法（昭和24年法律第100号）の土木一式工事につき、許可を有しての営業年数が5年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同等として取り扱う。
- 3) 建設業法の土木一式工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。
- (3) 出資比率要件 特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の6以上の出資比率であること。
- (4) 代表者要件 特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であつて、その出資比率が構成員中最大であること。
- (5) 特定建設工事共同企業体の協定 特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱について」（昭和53年11月1日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱について（回答）」（昭和53年11月1日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。
- 8 一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い
 - 7(1)1) の認定（7(1)1) の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も5及び6により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、7(1)1) の認定を受けていない構成員が7(1)1) の認定を受けることが必要である。

なお、この場合において、7(1)1) の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時に7(1)1) の認定を受けていないとき並びに当該認定を受けたものの認定の際に算定した経営事項評価点数が7(1)2) の条件に満たないとき又は7(1)1) の一般競争参加資格がないとの認定（7(1)1) の四国地方整備局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けたときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

また、当該工事の開札の時までに、構成員が7(1)1) の認定を受けるための審査並びに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

- 9 資格審査結果の通知
「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。
- 10 資格の有効期間
特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。
ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。
- 11 その他
 - (1) 特定建設工事共同企業体の名称は、「令和8—11年度 横断道津田大橋仮橋工事〇〇・〇〇特定建設工事共同企業体」とする。
 - (2) 当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時に、特定建設工事共同企業体としての資格認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招 請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。
令和8年7月15日

国立大学法人弘前大学
契約担当役 理事（総務担当） 中澤 恵太
◎調達機関番号 415 ◎所在地番号 02

- 1 調達内容
 - (1) 品目分類番号 15、28
 - (2) 導入計画物品及び数量 弘前大学デジタルキャンパス基盤ネットワーク 一式
 - (3) 調達方法 借入
 - (4) 導入予定時期 令和10年3月以降
 - (5) 調達に必要とされる基本的な要求要件
次のⅠ～Ⅴで構成される。
Ⅰ 基幹スイッチ Ⅱ フロアスイッチ
Ⅲ 無線LANアクセスポイント Ⅳ セキュリティ対策システム Ⅴ 認証システム

- 2 資料及びコメントの提供方法 上記1(2)の物品に関する一般的な参考資料及び同(5)の要求要件等に関するコメント並びに提供可能なライブラリーに関する資料等の提供を招請する。
 - (1) 資料等の提供期限 令和8年9月10日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）
 - (2) 提供先 〒036—8560 青森県弘前市文京町1 弘前大学財務部契約課 第2契約担当 電話0172—39—3093
- 3 説明書の交付 本公表に基づき応募する供給者に対して導入説明書を交付する。
 - (1) 交付期間 令和8年7月15日から令和8年9月10日まで。
 - (2) 交付場所 上記2(2)に同じ。
- 4 説明会の開催 本公表に基づく導入説明会を開催する。
 - (1) 開催日時 令和8年7月28日14時00分
 - (2) 開催場所 弘前大学情報連携統括本部情報基盤センター 2階 206会議室
- 5 その他 この導入計画の詳細は導入説明書による。なお、本公表内容は予定であり、変更することがあり得る。
- 6 Summary
 - (1) Classification of the products to be procured : 15, 28
 - (2) Nature and quantity of the products to be rent : Hirosaki University Digital Campus Infrastructure Network 1 Set
 - (3) Type of the procurement : Rent
 - (4) Basic requirements of the procurement :
I. Core Switches II. Floor Switches III. Wireless LAN Access Points IV. Security Measures System V. Authentication System
 - (5) Time limit for the submission of the requested material : 17:00 10 September, 2026
 - (6) Contact point for the notice : Contract Division, Finance department, Hirosaki University, 1 Bunkyo-cho Hirosaki-shi Aomori 036—8560 Japan, TEL 0172—39—3093

意見招請に関する公示

次のとおり調達特定役務の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。
令和8年7月15日
支出負担行為担当官

厚生労働省大臣官房会計課長 吉田 一生